

新国立劇場 賛助会員のご案内



オペラパレス(オペラ劇場)



中劇場



小劇場

表紙写真： オペラ 上「アイーダ」 撮影：三枝近志
 下「椿姫」 撮影：寺司正彦
 バレエ 上「シンデレラ」、下「ホフマン物語」 撮影：鹿摩隆司
 ダンス 「サーカス」 撮影：鹿摩隆司
 演劇 上「かがみのかなたはたなかのなかに」、下「ヘンリー四世」 撮影：谷古宇正彦

ご入会お申込みと賛助会費払込方法

賛助会員のご入会にあたりましては、別添「賛助会員入会申込書」をお送りいただくとともに、賛助会費を取扱銀行指定口座までお振り込みください。

○賛助会費取扱銀行

銀行名	支店名	口座番号
三井住友銀行	東京公務部 (096)	普通 141120
みずほ銀行	新宿新都心 (209)	普通 1319397
りそな銀行	新都心営業部 (675)	普通 2366341
三菱東京UFJ銀行	西新宿 (646)	普通 3925583
三菱UFJ信託銀行	新宿 (190)	普通 2470961

こうきざいだんほうじん しんこくりつけきじょううんえいざいだん さんじょかいいんぐち
 (口座名義) 公益財団法人 新国立劇場運営財団 賛助会員口

※お振り込み手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。



Drama



Opera



Ballet



Dance



お申込み・お問い合わせ

公益財団法人 新国立劇場運営財団 支援業務室

〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1

TEL: 03-5352-5727 (支援業務室直通 平日10:00~17:00)

FAX: 03-5352-5708

E-mail: shien_gyomu1997@nntt.jac.go.jp

賛助会員 ご入会のお願い

新国立劇場は、オペラ、バレエ、ダンス、演劇という現代舞台芸術における日本で唯一のナショナルシアターとして、優れた舞台芸術の創造・振興・普及に努め、日本の文化の向上に寄与し、心豊かで活力ある社会の持続的な発展に貢献することを使命としています。

平成9年の開場以来20年にわたり、日本の強みをいかして世界的な普遍性を備えた優れた舞台を創造し、その成果を世界に発信していく公演事業、あるいは、次代を担うトップレベルの芸術家を育成し、優れた芸術の継承と創造に寄与する研修事業等において、着実な成果を積み重ねてまいりました。

他方、これらの事業には多額の資金が必要であることも現実です。国立の劇場である以上、財政面の基本を国が支えるのは言うまでもありませんが、国費のみに依存しては期待される使命を十分に果たすことができません。そのため新国立劇場では、「賛助会員制度」を設け、寄附金として広く法人、個人の皆様にご支援をお願いし、事業を運営しています。つきましては、なにとぞ当劇場の趣旨にご賛同賜わり、賛助会員にご入会くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

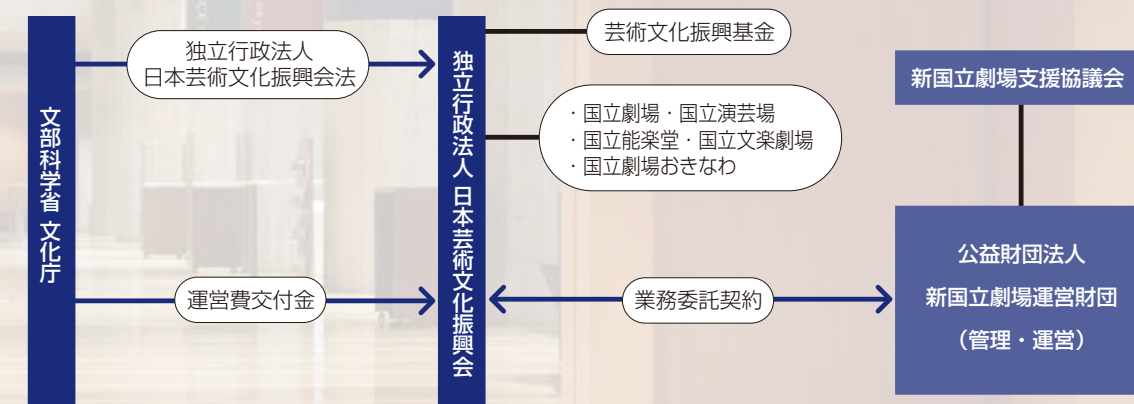
平成29年6月

公益財団法人 新国立劇場運営財団

運営体制・運営実績

新国立劇場の運営体制

新国立劇場は、高水準の現代舞台芸術を内外に発信するために誕生しました。新国立劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会から委託を受けた公益財団法人新国立劇場運営財団が行い、公演活動等にかかる経費は、入場料収入、運営委託費に加えて、寄附金や協賛金等の民間からの支援によりまかなわれています。

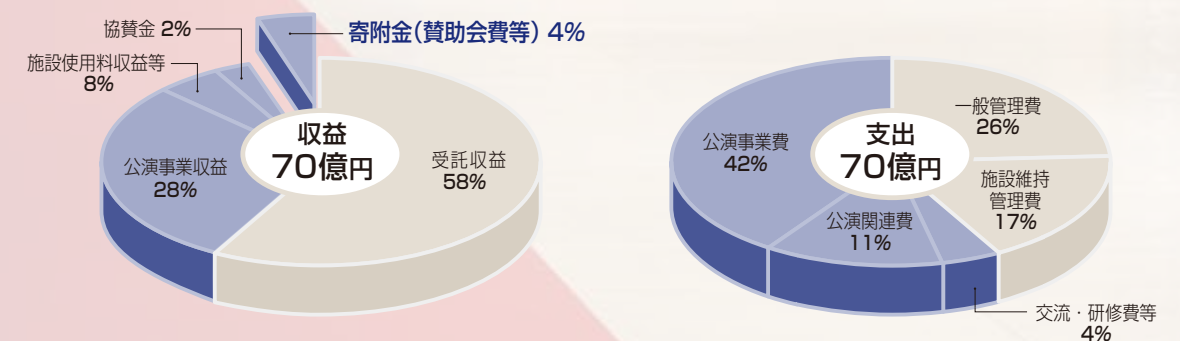


民間資金の受入

新国立劇場がその役割を果たしていくためには、民間からの財政的なご支援が不可欠です。民間からの財政的なご支援を求めていく活動については、弊財団の理事及び評議員のうち、経済界関係者からなる「新国立劇場支援協議会」を設置し、活動の内容を協議しています。

平成29年度 新国立劇場収支予算

賛助会員の皆様は、新国立劇場で花開く芸術の保護者です。新国立劇場の舞台を創り上げるためには、皆様からの温かいご支援が欠かせません。皆様から賜る賛助会費は、公演事業、研修事業、青少年向け普及事業などの諸活動の資金として活かされています。



平成29年度 公演活動計画

	作品数	上演回数
オペラ公演	11 作品	47 回
バレエ公演	6 作品	31 回
ダンス公演	4 作品	11 回
演劇公演	8 作品	169 回
青少年等を対象とした公演	3 作品	16 回
合計	32 作品	274 回

募集の対象

○企業、学校法人等 ※個人賛助会員もごございます。詳細は支援業務室までお問い合わせください。

賛助会費

会員の種類	特別維持会員	維持会員	特別賛助会員	賛助会員
賛助会費(年額)	500万円以上	300万円	200万円	100万円

いただいた賛助会費の5%以内を賛助会の管理運営費に充当させていただきます。

新国立劇場への賛助会費は、 寄附金として税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

新国立劇場運営財団は、公益財団法人ですので、当財団への賛助会費につきましては、寄附金として税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはお近くの税務署や税理士にお尋ねください。

必要な書類

この適用を受けるためには、確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」を添付することや当財団が発行した領収書の提出が必要です。